

日本環境管理学会「環境の管理」論文等応募規程

1998年4月
1999年11月（一部改正）
2004年4月（一部改正）
2007年7月（全面改定）
2009年5月（全面改定）
2018年6月（一部改正）
2019年12月（一部改定）
2022年9月（一部変更）
2026年3月（一部変更）

1. 論文等の応募

- (1) 「環境の管理」への論文等の応募は、本規程による。
- (2) 論文等の種類は次のとおりとする。
 - 1) 原著論文：独創的、または科学的な研究論文
 - 2) 総説・展望：調査研究や技術動向などの総説や展望
 - 3) 技術ノート：現業において取組まれている技術等に関するノート類（例えば、ビルメンテナンスノート、ビルマネージメントノートなど）
 - 4) その他、学術委員会が認めた報告書等
 - 5) 掲載論文等に対する質疑討論
- (3) 原著論文は、未発表のものに限る。

ただし、以下のものについては、未発表のものとみなす。

 - 1) 本会の大会研究発表会で発表したもの。
 - 2) シンポジウム、研究発表会、国際会議等で概要または資料として発表したもの。
 - 3) 大学の紀要、研究機関の研究所報等で内部的に発表したもの。
 - 4) 国、自治体、協会、団体等からの委託研究の成果報告書。
 - 5) その他、学術委員会が認めたもの。
- (4) 総説・展望及び技術ノートについては、原則として未発表のものとする。
- (5) 製品の宣伝など、本会の論文等としてふさわしくない内容のものは受理しない。
- (6) 論文等は、その1編でまとまりのあるものに限定する。
- (7) 連続して数編を応募する予定の場合には、各編がそれぞれ完結したものでなければならない。この場合には、各編の内容を適切に表したものを主題として付し、全体を表す総主題は副題（サブタイトル）として付すこと。
- (8) 連続した数編を同時に応募した場合には、先の論文等の査読終了後に、続編の論文等を受理する。
- (9) 原著論文並びに質疑討論の応募者の内少なくとも1名は、原則として本会会員とするが、学術委員会が認めた場合には、本会会員以外からの応募も認める。
- (10) 総説・展望並びに技術ノートの応募者は、本会会員に限定しない。
- (11) 本会会員の論文等の投稿料は無料とする。
- (12) 本会会員以外からの論文等の投稿については¥3,000. ー円を徴収する。

2. 論文等の原稿

- (1) 論文等の原稿は、和文・英文のいずれでもよい。
- (2) 論文等の原稿は、本会が定めた論文等執筆要領に従って作成したものを、PDFの形で提出する。
- (3) 論文等の採用が決定した後、最終版のPDFを提出する。
- (4) 原著論文の原稿のページ数は6ページから10ページを基準とし、10ページを超える超過ページは4ページを限度とする。
- (5) 掲載論文等に対する質疑討論の原稿については1ページを基準とし、超過ページは1ページを限度とする。
- (6) 総説・展望及び技術ノートの原稿については、10ページ以内とする。
- (7) その他、学術委員会が認めた報告書等の原稿については、論文等執筆要領と異なる体裁を可とし、ページ数に限度を設けない。
- (8) 論文等の最終原稿の作成時には、採用原稿の字句や文章の追加や修正は認めない。
- (9) 論文等の原稿の提出に際しては、所定の事項を記入した本会所定の送付票を添付しなければならない。
- (10) 論文等の原稿が本会に到着した日を原稿受理日とする。
- (11) 内容の訂正などを指摘された原稿で、本会発送日より2ヶ月以内に改訂原稿が送付されない場合は、最初の受理日は無効とし、新規に受理したものとして取り扱う。なお、この場合、改訂原稿が本会に到着した日を原稿受理日とする。

3. 論文等の採否

- (1) 論文等の採否は、論文審査小委員会による査読の結果にもとづいて、本会学術委員会が決定し、著者に通知する。ただし、掲載論文等に対する質疑討論の採否並びにその取扱いは、本会学術委員会が行う。
- (2) 論文等の査読の判定基準は以下の通りである。
 - 1) 全般的な査読の項目
 - ① 論旨・論拠の妥当性・明快性、実験・調査等の方法とその結果の信頼性・再現性、論文等の展望・位置付けの適切さ
 - ② 文章表現・用語・関連文献の引用等の適切さ
 - ③ 商業主義からの中立性
 - 2) 論文等の種類に応じて、以下の基準で査読する。
 - ① 原著論文：次の内、1項目でも該当するものは「不採用」とする。
 - (i) 汎用性・新規性・具体性がないもの
 - (ii) 独創性・独自性がないもの
 - (iii) 信頼性に欠けるもの（論理・数式・数値・図表・資料等に誤りがないこと）
 - (iv) 完成度が不十分なもの
 - (v) 社会的寄与度・有用性がないもの
 - (vi) その他、論文としてふさわしくないもの
 - ② 総説・展望及び技術ノート：次の内、1項目でも該当するものは「不採用」とする。
 - (i) 完成度が不十分なもの
 - (ii) 社会的寄与度・有用性がないもの
 - (iii) その他、論文等としてふさわしくないもの
 - ③ その他、学術委員会が求めた報告書等：学術委員会の複数名の委員が内容を確認し、査読の代替とする。

- (3) 査読の結果が「採用」の場合は、論文等の採用決定日を明記する。
- (4) 査読の結果が「再査読」の場合は、改訂された原稿について改めて査読を行う。
- (5) 査読の結果が「不採用」の場合で、その「不採用」の理由に対して、論文等の著者が明らかに不当と考えた場合には、不当とする理由を明記して、本会学術委員会委員長あてに異議申し立てを行うことができる。異議申し立ての取扱いについては、本会学術委員会が行う。

4. 著作権

- (1) 著者は、掲載された論文等の著作権の使用を本会に委託する。
- (2) 本会は、第三者から文献等の複製・引用・転載に関する許諾の要請があった場合には、原著者に連絡し許諾の確認を行う。
- (3) 著者が、自らの論文等を自らの用途のために使用することについての制限はない。
- (4) 本会は、編集出版権を所有する。

5. 「環境の管理」の形態

- (1) 本会ホームページの「環境の管理」のセクションに電子ジャーナルの形態で発行する。

6. 原稿の提出方法

- (1) 論文等のPDF原稿は、下記メールアドレス宛に提出する。
 - 〒116-0013 東京都荒川区西日暮里 5-12-5 ビルメンテナンス会館 5階
 - 公益社団法人 全国ビルメンテナンス協会 内
 - 日本環境管理学会 学術委員会
 - E mail info@riemam.org
- (2) 論文等の原稿には、本会所定の「応募論文等送付票」を添付すること。

7. その他

- (1) 査読中の論文等の著者が変更された場合は、その時点で新規に受理したものとして取り扱う。

8. 附 則

- (1) 本規程は、2004年6月1日より施行する。
- (2) 本規程は、2007年9月1日より改正施行する。
- (3) 本規程は、2009年5月22日より改正施行する。
- (4) 本規程は、2018年6月1日より改正施行する。
- (5) 本規程は、2019年11月21日より改正施行する。
- (6) 本規程は、2022年9月1日より変更施行する。
- (7) 本規定は、2026年3月1日より変更施行する。

応募論文等送付票

【日本環境管理学会「環境の管理」データベース登録原稿】

論文等の題目

A1	主	言語を○で囲んでください(B1) 1.日本語 2.英語 3.その他 ()
	副:	
A2	主	
	副:	

論文部門分類

部門(C1)	細分類(C2)

論文等の種類【該当する箇所にレ点を付けて下さい】

- 原著論文
- 総説・展望
- 技術ノート
- その他
- 質疑討論

論文等の執筆者

会員番号	著者日本語名		所属機関日本語名		住所
	カタカナ		カタカナ		e-mail
	著者外国言語名・ローマ字		所属機関外国言語名		電話(内線)
	D1		E1		
	D2		E2		
	D3		E3		
	D1		E1		
	D2		E2		
	D3		E3		
	D1		E1		
	D2		E2		
	D3		E3		
	D1		E1		
	D2		E2		
	D3		E3		
	D1		E1		
	D2		E2		
	D3		E3		

抄 録

日本語抄録(F1) 300字以内

--

外国言語抄録(F2) 100語以内

--

キーワード

日本語キーワード(G1)

外国言語キーワード(G2)

事務局記入欄	事務連絡番号	
	注 記	
	ペ ー ジ	
	掲 載 号	